

歓迎レセプションにおける映像コンテンツ制作ほか業務に係る 企画提案公募要領

2023年G7貿易大臣会合大阪・堺推進協力協議会では、G7大阪・堺貿易大臣会合等で活用するため、「歓迎レセプションにおける映像コンテンツ制作ほか業務」を実施します。

本事業は、民間事業者等の知識やノウハウ等を活用し、より効果的・効率的に実施するため、企画提案公募（公募型プロポーザル方式）により受託事業者を募集します。

1 事業概要

(1) 事業名

歓迎レセプションにおける映像コンテンツ制作ほか業務

(2) 目的・事業概要

令和5年10月28日（土）、10月29日（日）に開催されるG7大阪・堺貿易大臣会合（以下「会合」という。）において、2023年G7貿易大臣会合大阪・堺推進協力協議会（以下「協議会」という。）が主催予定の大臣等をおもてなしする歓迎レセプションにおいて、大阪・堺とりわけ堺をはじめとする南大阪（以下「大阪・堺」という。）の魅力発信を行うための映像コンテンツ制作を行います。

また、2025年大阪・関西万博開催時等の観光誘客につなげるため、会合後から契約終了までに実施可能な制作映像の再生回数等を増加させるデジタルマーケティングや、大阪府外のサインージでの映像配信、国内外の旅行会社やホテルと連携した取組等の映像を活用した誘客プロモーションを行います。

(3) 事業内容

別紙「歓迎レセプションにおける映像コンテンツ制作ほか業務 企画提案仕様書」のとおり

(4) 委託上限額

9,800千円（消費税及び地方消費税を含む。）

(5) 契約期間

契約締結日から令和5年12月22日（金）まで

2 スケジュール

令和5年5月15日（月）	公募開始
令和5年5月19日（金）	質問受付締切
令和5年5月24日（水）	質問回答
令和5年6月2日（金）	提案書類提出締切
令和5年6月12日（月）	選定委員会（プレゼンテーション実施日）
令和5年6月中・下旬頃	契約締結
令和5年6月下旬頃	事業開始
令和5年12月22日（金）	事業終了

3 公募参加資格

次に掲げる要件をすべて満たす者又は複数の者による共同企業体（以下「共同企業体」という。）であること。
なお、共同企業体で参加する者にあつては、構成員全員が該当すること。

(1) 次のアからクまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 成年被後見人

イ 民法の一部を改正する法律（平成 11 年法律第 149 号）附則第 3 条第 3 項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治 29 年法律第 89 号）第 11 条に規定する準禁治産者

ウ 被保佐人であつて契約締結のために必要な同意を得ていないもの

エ 民法第 17 条第 1 項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ていないもの

オ 営業の許可を受けていない未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ていないもの

カ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 32 条第 1 項各号に掲げる者

ク 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当すると認められる者（同項各号のいずれかに該当すると認められることにより、大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受け、その措置期間を経過した者を除く。）又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者

(2) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条第 1 項又は第 2 項の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第 33 条第 1 項の再生手続開始の決定を受け、かつ、大阪府入札参加資格審査要綱に基づく物品・委託役務関係競争入札参加資格の再認定がなされた者を除く。）、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第 41 条第 1 項の更生手続開始の決定を受け、かつ、同要綱に基づく物品・委託役務関係競争入札参加資格の再認定がなされた者を除く。）、金融機関から取引の停止を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。

(3) 府の区域内に事業所を有する者にあつては、府税に係る徴収金を完納していること。

(4) 府の区域内に事業所を有しない者にあつては、主たる事務所の所在地の都道府県における最近 1 事業年度の都道府県税に係る徴収金を完納していること。

(5) 消費税及び地方消費税を完納していること。

(6) 大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止措置を受けている者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当する者でないこと。

(7) 次のアからウのいずれにも該当しない者であること。

ア 大阪府暴力団排除条例に基づく公共工事等からの暴力団の排除に係る措置に関する規則（令和 2 年大阪府規則第 61 号。以下「暴力団排除措置規則」という。）第 3 条第 1 項に規定する入札参加除外者（以下「入札参加除外者」という。）

イ 暴力団排除措置規則第 9 条第 1 項に規定する誓約書違反者（以下「誓約書違反者」という。）

ウ 暴力団排除措置規則第 3 条第 1 項各号のいずれかに該当すると認められる者

(8) 府を当事者の一方とする契約（府以外の者のする工事の完成若しくは作業その他の役務の給付又は物件の納入に対し府が対価の支払をすべきものに限る。以下同じ。）に関し、入札談合等（入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成 14 年法律第 101 号）第 2 条第 4 項に規定する入札談合等をいう。以下同じ。）を行ったことにより損害賠償の請求を受けている者でないこと。

4 応募の手続き

本事業の提案に参加を希望する者の受付手続等は、以下のとおりです。

「3 公募参加資格」を確認の上、必要な書類を受付期間内に提出してください。

(1) 公募要領の配布

ア 配布期間

令和5年5月15日(月)から令和5年6月2日(金)まで

イ 配布方法

・2023年G7貿易大臣会合大阪・堺推進協力協議会ホームページ

(<https://www.g7osaka-sakai2023.pref.osaka.jp/tender.html>) からダウンロードできます。

(2) 応募書類の受付

ア 受付期間

令和5年5月25日(木)から令和5年6月2日(金)午後5時まで
(土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前10時から午後5時まで)

イ 受付場所

2023年G7貿易大臣会合大阪・堺推進協力協議会

住所：堺市堺区南瓦町3番1号本館5階

電話番号：072-225-4112

書類は受付場所に持参してください。提出の際は、感染予防対策に御協力をお願いします。郵送による提出も可とします。【令和5年6月2日(金)午後5時必着】

ウ 費用の負担

応募に要する経費は、すべて応募者の負担とします。

(3) 応募書類

ア 応募申込書(様式1: 正本1部、副本10部)

イ 企画提案書(様式2: 正本1部、副本10部) ※自由様式により作成した資料を含む。

ウ 応募金額提案書(様式3: 正本1部、副本10部)

エ 事業実績申告書(様式4: 正本1部、副本10部)

オ 共同企業体で参加の場合

① 共同企業体届出書(様式5: 1部)

② 共同企業体協定書(写し)(様式6: 1部)

③ 委任状(様式7: 1部)

④ 使用印鑑届(様式8: 1部)

カ 誓約書(参加資格関係)(様式9: 1部)

【添付書類】 ※共同企業体で参加する場合は全ての構成企業分の提出が必要。

キ 定款又は寄付行為の写し(1部)(原本証明してください。)

ク 法人登記簿謄本(1部)

・法人の場合に提出してください。

・発行日から3カ月以内のもの

ケ 本籍地の市区町村が発行する身分証明書(1部)

・個人の場合に提出してください。

・発行日から3カ月以内のもの

・準禁治産者、破産者でないことが分かるもの

コ 法務局が発行する成年後見登記に係る登記されていないことの証明(1部)

・個人の場合に提出してください。

・発行日から3カ月以内のもの

・「成年被後見人、被保佐人、被補助人とする記録がない」ことの証明

サ 納税証明書（各 1 部）（未納がないことの証明：発行日から 3 カ月以内のもの）

- ①（大阪府内に事業所がある場合）大阪府の府税事務所が発行する府税（全税目）の納税証明書
- ②（堺市内に事業所がある場合）堺市が発行する堺市税（全税目）の納税証明書
- ③（大阪府内に事業所がない場合）本店を管轄する都道府県税事務所が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書

シ 財務諸表の写し（1 部：最近 1 カ年のもの、半期決算の場合は 2 期分）

- ①貸借対照表
- ②損益計算書
- ③株主資本等変動計算書

ス 障害者雇用状況報告書の写し（1 部）

a 常用雇用労働者数が 43.5 人以上の事業主の場合

- ・「障害者の雇用の促進等に関する法律」により事業主（常時雇用労働者数が 43.5 人以上）に義務化されている「障害者雇用状況報告書（国様式第 6 号）」の写し
- ・令和 4 年 6 月 1 日現在の状況について記載したもので本店所在地管轄の公共職業安定所長に提出済で受付印のあるもの（インターネットによる報告をした場合は、受付印は不要ですが、到達を確認できる書類を併せて提出して下さい。）

b 常用雇用労働者総数が 43.5 人未満の事業主の場合

- ・「障がい者の雇用状況について」（様式 10）1 部

セ 公正採用選考人権啓発推進員選任（又は異動）報告書の写し（1 部）

※その他選任や加入等が確認できる書類の写しでも可

(3) 応募書類の返却

応募書類は理由の如何を問わず、返却しませんのでご了承ください。

なお、応募書類は本件に係る事業者選定の審査目的のみに使用し、他の目的には使用しません。

(4) 応募書類の不備

応募書類に不備があった場合には、審査の対象とならないことがあります。

(5) その他

ア 応募は 1 者 1 提案とします（共同企業体構成員として参加する場合を含む）。

イ 応募書類の提出に際しては、正本 1 部、副本 10 部をそれぞれ 1 部ずつ A4 ファイルに綴って提出してください。応募書類は電子媒体（CD-R 等）での提出もお願いします。なお、Word、Excel、パワーポイント以外のソフトを使用する場合は、電子媒体に PDF 形式で収納してください。

ウ **提出する副本に提案事業者が特定できる内容、担当者名等の個人情報に記載されている場合は、当該箇所を黒塗りし提出してください。**

エ 正本のみ表紙及び背表紙に提案事業タイトルと提案団体名を記入してください。

<記入例> 令和 5 年度 歓迎レセプションにおける映像コンテンツ制作ほか業務 提案書
株式会社〇〇（法人名）

オ 書類提出後の差し替えは認めません（2023 年 G7 貿易大臣会合大阪・堺推進協力協議会が補正等を求める場合を除く）。

カ 提出書類に虚偽の記載をした者は本件への参加資格を失うものとします。

5 質問の受付

(1) 受付期間

令和5年5月15日（月）から 令和5年5月19日（金）午後5時まで

(2) 提出方法

電子メール（boukaikyo@city.sakai.lg.jp）で受け付けます。

ア 電子メール送信後、必ず電話で着信の確認をお願いします。

（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前10時から午後5時まで）

イ 質疑書（様式12）を使用してください。

ウ 質問への回答は令和5年5月24日（水）を予定しています。以下のホームページに掲載し、個別には回答しません。

・2023年G7貿易大臣会合大阪・堺推進協力協議会ホームページ

（<https://www.g7osaka-sakai2023.pref.osaka.jp/tender.html>）

6 審査の方法

(1) 審査方法

ア (2)の審査基準に基づき、外部委員で構成する選定委員会による審査を行い、最優秀提案者（及び次点者）を決定します。ただし、最高点の者が複数者いる場合は、提案者の評価点から価格点を除いた点が高い者を最優秀提案事業者とします。

イ 審査は、書類審査及びプレゼンテーション審査にて行います。プレゼンテーション審査は令和5年6月12日（月）を予定しており、時間・場所の詳細等は、事前に通知を行います。プレゼンテーション審査では、事前に提出した応募書類以外の資料等を使用することはできません。

ウ 最優秀提案者の評価点が、審査の結果、100点満点中60点以下の場合は採択しません。

なお、審査内容に係る質問や異議は一切受け付けません。

エ 最優秀提案者は特別の理由がないかぎり、契約交渉の相手方に決定します。

(2) 審査基準

ア 企画提案点

審査項目	審査内容	配点
事業の企画内容	<ul style="list-style-type: none">・映像のコンセプト、再生時間・本数、シナリオ、使用するコンテンツ、演者、ロケ地、演出等は具体的で現実的な内容が提案されているか。・本事業をより効果的に実施するためのオリジナリティのある取組や優れた知見・アイデア等が企画に込められているか。	15点
映像コンテンツの制作内容	<ul style="list-style-type: none">・大阪市及び堺市で貿易大臣会合が開催される意義が交易の歴史を用いて印象的にわかりやすく描かれているか。	10点
	<ul style="list-style-type: none">・大阪・堺の産業が持つ技術の両面性（伝統と先端性）や美しさ、発展の歴史を用いて、今後の大阪・堺の産業への注目を集められる内容となっているか。	5点
	<ul style="list-style-type: none">・大阪・堺の食文化や大阪・堺ならではの食のおいしさ・豊かさを描き、実際に大阪・堺の食を堪能したいと感じられる内容となっているか。	5点
	<ul style="list-style-type: none">・茶の湯の精神（和敬清寂、わびさびの美）とは何か、現在の日本人の心にどのように受け継がれているのか、なぜ大切にされているのかが、戦乱の世における茶の湯や市中の山居とともにわかりやすく表現されているか。	10点
	<ul style="list-style-type: none">・撮影地を巡りたい等の観光意欲を高める仕掛けがあるか。	5点
	<ul style="list-style-type: none">・視聴者の国籍を問わず共感できるストーリーになっているか。	5点
プロモーションの内容	<ul style="list-style-type: none">・制作映像を活用したプロモーションが、2025年大阪・関西万博開催時等の観光誘客につながる内容となっているか。また、その手法は具体的、現実的、効果的であるか。	10点
制作能力・実績	<ul style="list-style-type: none">・本事業を受託するにあたっての提案事業者の強み（類似のコンテンツ制作実績、事業実績・経験、事業遂行能力等を有する者の有無など）があるか。	10点
事業スケジュール・実施体制	<ul style="list-style-type: none">・実行性の高いスケジュールが示されているか。・業務責任者が配置され、業務を確実かつ効果的に実施するための適切な役割分担のもと、必要な人員体制が確保された事業実施体制が提案されているか。	10点
合計		85点

イ 府施策への協力点

審査項目	審査内容	配点	
障がい者の雇用	障がい者の雇用	4点	
	<実雇用率>		
	4.60%以上		4点
	3.84~4.59%		3点
	3.08~3.83%		2点
	2.31~3.07%		1点
	<法定雇用障がい者数超過数>		
※実雇用率と超過数の高い方の得点を採用する。 共同企業体の場合は全ての構成員企業の中で最も低い企業の点を採用する。			
7人以上	4点		
5~7人未満	3点		
3~5人未満	2点		
1~3人未満	1点		
公正採用選考人権啓発 推進員の選任	公正採用選考人権啓発推進員の選任	1点	
	推進員を選任している		1点
	推進員を選任していない		0点
合計		5点	

※公正採用選考人権啓発推進員の選任について、共同企業体の場合は構成員全ての企業において選任等されていることを加点の要件とする。

ウ 価格点

審査項目	審査内容	配点
価格点	価格点の算定式 $\text{満点 (10点)} \times \text{提案価格のうち最低価格} / \text{自社の提案価格}$ ※上記の計算式をもって算出した数値の小数点以下 2 桁目で四捨五入した数値を得点とする。	10点

(3) 審査結果

ア 契約交渉の相手方が決定した後、審査結果は採択に関わらず、応募いただいた全応募者に通知します。

イ 選定過程の透明性を確保する観点から、以下の公表項目を以下のホームページにおいて公表します。

なお、応募者が2者であった場合の次点者の得点は公表しません。

<公表項目>

- ① 最優秀提案事業者及び契約交渉の相手方と評価点
* 品質点・価格点を配点した場合の価格点・提案金額
- ② 全提案事業者の名称 * 申込順
- ③ 全提案事業者の評価点 * 得点順 内容は①に同じ
- ④ 最優秀提案事業者の選定理由 * 講評ポイント
- ⑤ 選定委員会委員の氏名及び選任理由
- ⑥ その他（最優秀提案事業者と契約交渉の相手方が異なる場合は、その理由）

<公表場所>

・2023 年 G7 貿易大臣会合大阪・堺推進協力協議会ホームページ
(<https://www.g7osaka-sakai2023.pref.osaka.jp/tender.html>)

(4) 審査対象からの除外（失格事由）

次のいずれかに該当した場合は、提案審査の対象から除外するとともに、別途、入札に準じて入札参加停止等の措置を講ずることとします。

- ア 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること。
- イ 他の応募提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行うこと。
- ウ 事業者選定終了までの間に、他の応募提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示すること。
- エ 応募提案書類に虚偽の記載を行うこと。
- オ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

8 契約手続きについて

(1) 契約交渉の相手方に選定された者と 2023 年 G7 貿易大臣会合大阪・堺推進協力協議会との間で協議を行い、契約を締結します。

(2) 契約金額の支払いについては、精算払いとします。

(3) 契約に際して、暴力団排除措置規則第 8 条第 1 項に規定する誓約書（様式 11）を提出いただきます。誓約書を提出しないときは、2023 年 G7 貿易大臣会合大阪・堺推進協力協議会は契約を締結しません。

(4) 契約交渉の相手方が、契約交渉の相手方として決定した日から契約締結の日までの間において、暴力団排除措置規則第 3 条第 1 項に規定する入札参加除外者、同規則第 9 条第 1 項に規定する誓約書違反者又は同規則第 3 条第 1 項各号のいずれかに該当したと認められるときは、契約を締結しません。

(5) 契約交渉の相手方が、契約交渉の相手方として決定した日から契約締結の日までの間において、次のア又はイのいずれかに該当したときは、契約を締結しないことがあります。

ア 大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けている者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当する者

イ 府を当事者の一方とする契約に関し、入札談合等を行ったことにより損害賠償の請求を受けた者

(6) 契約相手方は、この契約の締結と同時に、契約金額の 100 分の 5 以上の額の契約保証金を納付しなければなりません。ただし、契約保証金の納付は、次に掲げる担保の提供をもって代えることができます。

ア 国債又は地方債。この場合において、提供される担保の価値は額面金額又は登録金額による。

イ 政府の保証のある債券又は銀行、株式会社商工組合中央金庫、農林中央金庫若しくは全国を地区とする信用金庫連合会の発行する債券。この場合において、提供される担保の価値は額面金額又は登録金額（発行価格が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価格）の 8 割に相当する金額による。

ウ 銀行又は協議会が確実と認める金融機関（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和 29 年法律第 195 号）第 3 条に規定する金融機関（銀行を除く。）をいう。以下この項において同じ。）が振り出し、又は支払保証をした小切手。この場合において、提供される担保の価値は小切手金額による。

エ 銀行又は協議会が確実と認める金融機関が引き受け、又は保証若しくは裏書をした手形。この場合において、提供される担保の価値は手形金額による。

オ 銀行又は協議会が確実と認める金融機関に対する定期預金債権。

この場合において、提供される担保の価値は当該債権の証書に記載された債権金額による。

カ 銀行又は協議会が確実と認める金融機関の保証。この場合において、提供される担保の価値は保証書に記載された保証金額による。

(7) (6) の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部を免除します。

ア この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約（保険金額は、契約金額

の100分の5以上)を締結したとき。この場合においては、契約相手方は履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を協議会に寄託しなければならない。

イ 大阪府財務規則（昭和55年大阪府規則第48号）第68条第3号に該当する場合における契約相手方からの契約保証金免除申請書の提出（国、地方公共団体、独立行政法人通則法第二条第一項に規定する独立行政法人、国立大学法人法第二条第一項に規定する国立大学法人、地方独立行政法人法第二条第一項に規定する地方独立行政法人又は沖縄振興開発金融公庫と同種類及び同規模（当該契約金額の7割以上）の契約履行実績が過去2年間で2件以上ある場合で、かつ、不履行がないと認めるとき）。

ウ 大阪府財務規則第68条第6号に該当する場合。

9 その他

- (1) 本企画提案募集は大阪府規定に準じて行います。
- (2) 応募提案にあたっては、大阪府公募型プロポーザル方式実施基準、公募型プロポーザル方式応募提案・見積心得、公募要領、企画提案仕様書等を熟読し遵守して下さい。
(https://www.pref.osaka.lg.jp/keiyaku_2/e-nyuusatsu/puropo.html)
- (3) 大阪府又は堺市に対し、G7 大阪・堺貿易大臣会合に係る情報公開請求があった場合は、提案資料を提供することがあります。